小学校外国語活動(英語活動)における問題と 教員研修講座の提案

黒澤純子(KUROSAWA Junko)

愛知淑徳大学非常勤講師

要約

2011年(平成23年)4月から、小学校で外国語活動が必修化された。現場では、外 国語指導助手(Assistant Language Teacher, 以下 ALT と記す)を起用し、担任とティー ム・ティーチングの形態で指導している。その一方で ALT の雇用問題, ALT の質の問 題,そして現場では担任と ALT が授業中直接話ができないなどの問題が出てきている。 これらの問題に対処するため、本稿では教職課程を取っている学生は、小学校で外国 語活動を指導できるようになるための授業の履修が必須であることを述べた。そして 現役の教員のためには、地域で常時受講できる研修講座の開設を提案した。現在教員 のための研修は、国、都道府県や市町村の教育委員会が行う研修や、学校独自で行う 校内研修、教育系大学が支援主催する教員研修会、英語教育関係の学会が主催する研 修や勉強会、企業が行う研修などが挙げられる。しかし、これらは参加資格、期間、 回数などに制限がある。本稿では、外国語(この場合、フランス語)を指導する現役 教員のための研修講座(Professional Development) が充実しているカナダ, ブリティッ シュ・コロンビア州における3つの大学で常時開講されている講座に言及した。授業 の進め方などの指導法や自分自身の英語力の向上を目指し、授業を充実させたいと考 えている現役教員のためにも, 日本においても現役教員を対象にした研修講座の開設 を提案した。

(キーワード:小学校外国語活動,小学校教職課程,教員研修)

1. はじめに

2011年(平成23年)4月より、小学校において第5、6学年を対象に英語活動(小学校学習指導要領では、外国語活動と書かれているが、小学校で教えている外国語は実質上英語であり、外国語活動は英語活動と理解されている。以下、英語活動と記す)の必修化が実施された。文部科学省(以下、文科省と記す)は、英語活動について、

その目標を「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。」(文部科学省、2008、p.7)と、述べている。英語活動はあくまでも教科ではなく、領域分野として扱い、そのため教科としての評価も行われない。

英語活動の完全実施までの2年間の移行期間に、小学校では様々な取り組みをしてきた。中でも各学校が授業内容の充実のための研究に時間をとっていたことは確実である。小学校教員の中で、教科を指導できる英語免許を保持しているのはわずか3.7%(文科省,2010a)という状況の中で、教科としてではなく、領域科目としてでも、文科省が目標とする授業を行うのは容易でないことが想像できる。英語活動が必修化される2011年までも、英語活動を充実した内容にするための喫緊の課題は、授業を行う教員の研修や教員養成講座(教職課程)と言われてきた(泉2007;物井,2011)。本稿では、英語活動に対する保護者の期待と不安、現時点の授業形態として大半を占めるチーム・ティーチングの役割を担うALTとその雇用に関する問題に言及する。終わりに、今後の展望として、現役教員が自由に参加できる講座の開講を提案する。

2. 保護者の期待と不安

ベネッセは 2006 年に全国 4,718 人の小学 1 年から 6 年生を持つ親を対象に小学校英語 (ここの箇所のみ,この調査が行われた言葉通り,英語活動ではなく,小学校英語と記す)に関する調査を行った (Benesse, 2011a)。小学校英語への関心は,「とても関心がある」,「まあ関心がある」が 77.6%を占めている。その中で,親自身の英語での苦労の有無別の結果では,「あった」が 82.5%,「なかった」が 71.2%であった。さらに,親自身の英語の好き嫌い別の結果では,「好き」が 83.7%,一方「好きではない」が 73%であった。この結果では,親自身が英語が好きではなく,英語で苦労した親が,自分たちの子どもが小学校で英語を学ぶことを期待していることがわかる。

次に、保護者が小学校英語に望むことの項目から、英語活動が必修となる5年生の保護者790人、6年生の保護者830人の回答結果を見ていく。5年生の保護者は、「英語に対する抵抗をなくすこと」が93.1%、「英語の音やリズムに触れたり、慣れたりすること」が91.8%、「英語を聞いたり、話したりすること」が88%だった。6年生の保護者も同様に、「英語に対する抵抗をなくすこと」が92.1%、「英語の音やリズムに触れたり、慣れたりすること」が91.3%、「英語を聞いたり、話したりすること」が85.6%と、上位3件が5年生の保護者とほぼ同様の回答であった。親は小学校英語について、中学で学ぶ英語の前倒しのような学習ではなく、本格的に学習する前段階として英語に慣れるための授業を期待している。

一方,親が抱いている小学校英語への不安,ひいては指導する教員への不安について,4,718人の親対象で6割を超える回答結果を見ていく。「教える内容が,先生や学校によって違うこと」が65.1%,「外国人の先生の数が足りないこと」が63.1%,「指導する先生の英語力が足りないこと」が61.5%という結果であった。つまり,親は小学校での英語教育には関心を示し,期待はしているものの,一方では指導に関しては

不安を持っていることがわかる。では、指導する教員はどのように思っているのか見ていきたい。2010年7月と8月にベネッセが全国4,709人の小学校の教員にアンケートを行った。あなたは「英語力に自信がありますか」の問いに対し、「あまり自信がない」が56.1%、「全く自信がない」が12.0%(Fukada、2011;アンケート結果の訳は筆者による)だった。つまり、68.1%もの教員が英語を教えることに自信を持っていない、あるいは不安を感じていることがわかる。

英語導入の戸惑いや教員の指導上の不安を軽減するために、文科省は英語活動の必修化の4年前の2007年より、小学校英語の専門家を地域に派遣し、学校の代表者を対象に5日間の研修を行った。その後、研修を受けた学校の代表者が校内の教員に2年間で30時間の研修を行う指導をした(Fukada, 2011)。しかし、前述のベネッセの2010年の調査に回答した教員のうち2,325人の教員によると、2009年から2010年の夏休みにかけて行われた研修は、平均6.8時間であったことがわかった。さらに、20.4%の教員が全く研修を受けておらず、1~5時間未満の研修が37.2%であった(Benesse, 2011b)。このような状況の中、2011年4月より英語活動の指導が始まった。現在の授業のやり方としては、担任の先生とALTが二人で授業を行うティーム・ティーチングの形を取っているのが主要であるが、そのALTにまつわる様々な問題も出てきている。以下、ALTについて、その形態、そしてALTに関する問題を検証する。

3. ALT の雇用形態

現在は ALT の雇用形態は、1) 国の国際交流事業: JET プログラムで来日した ALT の導入、2) 民間業者からの派遣、3) 民間業者への業務委託、4) 直接雇用がある (読売新聞、2011年)。以下、JET プログラムから派遣される ALT と、JET プログラム 以外による ALT の雇用と実態について記す。

1) JET プログラム

1987 年に始まった JET プログラムは、自治体と国と外務省が協力をして始まった。その目的は、地域レベルでの外国語教育と国際交流の促進を支援することで、地方自治体において国際化を推進することである。職種は、小中高で外国語を教える ALT、地域の国際交流に携わる国際交流員、スポーツを通した国際交流活動に携わるスポーツ国際交流員がいる (JET Programme, 2010)。プログラムの参加者は世界 36 か国, 4,436人に至り、彼らは日本の様々な地域に配属され、言語や文化指導を行っている。しかし、ALT の一人当たりにかかる費用は税抜後年俸 360 万円、往復の航空運賃、加えて生活が整うまでの費用を国が負担している(Hosaka, 2010)。このような条件の下においても、ALT が何らかの理由で帰国することになると、すぐに後任を探すことが困難なことから、ALT の派遣を民間業者への委託をするケースが少なくない(読売新聞、2011a)。

さらに、国際事業に対する国の予算の減少に伴い、JET プログラムによる ALT の派遣は事業仕分けの対象にもなっている。自治体によっては、より少ない予算で講師を依頼できる派遣会社に ALT の委託しているところもある。その結果、JET の参加者は

2002年の最高人数 6,273人から減少し,2010年には 4,036人までになった (Matsunami, 2010)。2010年度の ALT の雇用と契約形態に関する調査結果(文科省,2010b)によると、JET プログラムによる ALT の活用 (971件)より、JET プログラム以外による ALT の活用 (1,072件)の方が多いことがわかった。では、JET プログラム以外の ALT の雇用はどうなっているのかを以下に記す。

2) JET プログラム以外による ALT の雇用:民間業者からの派遣,民間業者への業務委託,直接雇用

民間業者とは、いわゆる派遣会社で、派遣会社と派遣先(教育委員会)が契約を結び、雇用関係ができた ALT を派遣する形態である。民間業者への業務委託とは、業務を請け負う会社と業務依頼する教育委員会が請け負い契約を結び、会社が雇用している ALT を教育委員会や学校に派遣する形態である。直接雇用とは、JET プログラム以外の ALT と、市町村の教育委員会が直接雇用した形態である。

次に、前事項で記述した JET プログラム以外による ALT の雇用の 1,072 件の詳しい内訳をみていく。民間業者からの派遣は、137 件、民間業者への業務委託は 618 件、その他は 13 件、直接雇用は 434 件である(文部科学省、2010b)。その他は、地域人材のネイティブ・スピーカーほか、日本人英語講師や中学、高校の英語教師などが含まれるだろう。ALT と最も確実な契約と考えられる直接雇用は、それ以外の雇用数よりも下回っている。この結果、民間業者からの派遣、民間業者への業務委託で問題が出ている。例えば、人件費をカットすることで、ALT の質が保たれない、また ALT が授業を簡単に投げ出してしまう(読売新聞、2009b)という ALT 自身の問題が教育に直接関係する問題である。

4. ALT の雇用形態に付随する問題

前述の ALT 自身の問題の他に、さらに、派遣会社に講師派遣の依頼をする雇用形態が原因で、指導に関係する新たな問題が発生している。業務委託された派遣会社は、学校側からの要求は受け入れるが、派遣される ALT は、学級担任と直接授業の打ち合わせなどができない。つまり、業務委託を受けている会社を通さない場合は、労働局から「偽装請負」と指導される可能性が出てくる(読売新聞、2009b)のである。その結果、担任が授業中に ALT に直接指示をすることができない事態が出てきている(久埜、2011;読売新聞、2009b)。

生徒たちのことを一番知っている担任教師が ALT に要望を言えない状態で授業は進み、要望や指示などは担任教師のいない場で、ALT に間接的に伝達されるだけ、さらに、ALT を委託した自治体と派遣会社との話し合いで授業の内容が考えられている(久埜、2011)、という重要な問題が浮かび上がっている。授業中に担任教師が生徒について何か気づいた時、ALT との話合いでその場ですぐに解決できることもあるなか、それができないことは問題である。このような状況では、担任教師が ALT とティーム・ティーチングを行っている意味はないだろう。

これらのような問題に対処するために、教育委員会によっては ALT の起用を日本人

の「小学校英語活動アドバイザー」に切り替えている。アドバイザーは,担任の指導を補助するだけでなく,指導案作成を支援したり,校内研修で講師を務めたりする(読売新聞,2011年b)。彼らは担任と日本語でやりとりができ,さらに授業中に担任からの指示や指導を受けることもできる。現在の英語活動の現場で必要とされている人材と言えるだろう。しかし,地域によっては小学校英語活動アドバイザーを確保できない地域も出てくることが今後予想される。

5. 教員を目指す学生の今後の教職課程の授業

小学校教員の現行の免許法では、小学校英語活動は「教科」ではないため、教科教育法の中に小学校の英語活動の単位修得は免許状取得のための要件ではない。大学院、大学、短大で教員免許は専修免許:修士、一種免許:学士、二種免許:準学士別にそれぞれ習得単位が決められている。現行では、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」、そして「その他の科目」が必修である(文部科学省、n.d.)。「その他の科目」には、日本国憲法、体育、情報機器の操作、外国語コミュニケーション(各2単位)が必修である。教科ではない英語活動を教えるにあたっては、少数意見ではあるが「その他の科目」の中の外国語コミュニケーションで対応可能と考えられていた(旺文社、2008)。

しかし,2009年文科省は、小学校教職課程がある大学に「外国語活動に関する指導 法を教職に関する科目に準ずる科目として、教科又は教職に関する科目の中に位置づ け」(文科省,2009)授業を開設することが望ましいと通知した。この通達は、小学校 の教職課程を持っている短大に対しても行われている。教員養成大学では、文科省の 通達以前から英語活動に対応する授業を開講している大学もあり、小学校教職課程を 設置している機関においても、選択科目や総合演習の時間で英語活動に対応する授業 を開講しているところもある。例えば,小学校教員を目指す学生に英語教授のための 理論研究およびカリキュラムや教材の作成を行い、さらにマイクロ・ティーチングを も授業に取り入れていた(物井, 2011)。しかし, 教員養成大学でさえ, 教員養成課程 の英語教育専修でない学生が大半を占め、彼らは英語の専門科目を履修しないまま教 員になり (白畑, 2008), 小学校で5, 6年生の担任になった時, 英語の専門知識なし で英語活動を指導する可能性も出ている。ましてや、教員養成大学以外の大学や短大 おいては、教員養成大学で行われているような授業は行われていない場合が多く,「外 国語コミュニケーション」という科目名から,一般的な英会話の授業が行われている ことは否定できない。大学や短大によっては、領域分野として位置づけられている英 語活動に対応する授業を特化することが難しいこと、また初等英語科教育法のような 授業を担当する教員が不足しているのも事実である。しかし、小学校教員免許を出す ならば, 高等教育機関では, 例えば, 「小学校英語活動」や「小学校英語教育法」など の科目を提供する必要があるだろう。そのためには、小学校の英語活動に精通した教 員による教科指導が望ましいことは言うまでもないだろう。

英語活動は教科ではなく,英語の習得を目指した授業を行うのではない。しかし, 子どもの言語習得と外国語習得の知識を持ち,小学校英語の目的と意義を明確にした 指導計画、教授法、教材の開発を行えるような教員養成のための指導なくては、文科 省が定める外国語活動の目標に到達することは容易ではないであろう。文科省の目標 は「コミュニケーション能力の素地を養う」(文部科学省,2008, p.7)ことであり、 さらにそれをより具体的にするために,「内容」の項目を設けている。その中の,「外 国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること」,「積極的に外国語を 聞いたり, 話したりすること」(文部科学省, 2008, p.9)を指導するために何よりも, 指導者がコミュニケーション能力(Communicative competence)を備えていることは必 要だ。コミュニケーション能力とは,Canale & Swain,1980; Savignon,2001 が主張す る4つの大きな柱, すなわち, 1) 文法能力 (知識) (grammatical competence), 2) 社会文化的能力(sociocultural competence), 3)談話的能力(discourse competence), 4) 方略的能力(strategic competence)が挙げられる。各能力についてみていきたい。 文法能力(知識)とは、言語の語彙、形態、統語、文における意味、音韻の知識を持 ち、それらを使用できる能力である。社会文化的能力とは、社会文化的なルールを知 り、状況に合わせて適切な発話ができたり、相手の意図を理解できる能力である。談 話的能力とは,談話や文を結び,意味のある文やパラグラフを組み立てる能力である。 方略的能力とは、コミュニケーションを効果的にする能力で、例えば、会話が途切れ てしまう時,ジェスチャーなどのノンバーバル(nonverbal)な方略を用い,コミュニ ケーションの補足をするものである。このように、コミュニケーションをはかるため には様々な能力や知識を持つことが重要である。小学校の児童たちに、外国語を用い てコミュニケーションを図る楽しさを体験させるためには指導者側の十分な準備が必 要である。将来の小学校の教員全員が自信を持って英語活動を教えることができるよ うに, 小学校教職課程を持つすべての大学や短大において, 教員養成の授業のカリキ ュラム作りに配慮しなくてはならないだろう。小学校英語活動を指導するための授業 は、教師自身が授業のカリキュラム作成することなども必要である。教職課程では、 専門科目技能,外国語の教授理論,カリキュラム作成,教材の研究と作成,マイクロ・ ティーチングまでの指導が望まれる。小学校教職課程を設置しているすべての大学と 短大において, 今後できるだけ早い時期に, 英語活動に対応できる授業の準備をする ことは重要であろう。

6. 現役教員のための研修講座開講の提案

文科省は英語活動においては、「コミュニケーション能力の素地を養う」ことを目標にしているが、その指導をする教員も基本的な英語力があり、授業中も英語をできるだけ使うことが要求されている。そのためにも、指導者が指導法、授業ですぐに行える実践的な活動内容を身に着けることは大変重要だと考えられる。現在教員研修は、国が行う中央研修、都道府県教育委員会や市町村教育委員会が行う中核教員研修¹(西崎、2009)、教育系大学が支援主催する教員研修会、学会が独自に行う勉強会(黒澤、2011)などである。例えば、愛知県では、2009年9月から2010年2月にかけて、英語教育のプロの派遣を県内の40地域で研修を行った²。研修内容は、「模範授業や授業を見ての指導助言、講話など」であるが、研修は1日限りで、参加対象者は中核教員に

限られていた。前述の中央研修や中核教員研修も希望するすべての教員が参加できるものではないので,個人レベルで指導のための研究をするためには,教育系大学が支援主催する教員研修会か学会が独自に行う研究会や勉強会への参加となる。例えば,学会の各支部が行うセミナーや企業による研修は,現役の教員や英語活動に興味ある人を対象に研修なども行っている。しかし,筆者が知る限り,その回数も十分とは言えず,また実施地域も限定されている。たとえ教員と学校が協力したとしても,地域で実施されるセミナーの情報を把握し,教員が学校外の研修に自主的に参加するのは容易でないようだ。前述のベネッセの調査(Benesse, 2011b)によると,英語活動必修化の目前の 2009 年から 2010 年の夏休みにかけ,教員が学校外の研修に参加した頻度を見ると,「年に1回程度」が 30.5%,「参加していない」が 25.6%にも及んだ。研修に関する情報の伝達不足,研修に参加を希望していても教員の日程上参加できないなど,学校外での研修に参加できない様々な理由は考えられるが,校内の研修同様,学校外での研修の時間も十分ではないことがわかる。このような状況の下,今後は教員が研修に関する情報を把握できること、教員が無理なく研修を受けることができる場があること、教員にとって満足のいく研修の回数を受講できることが望ましい。

ここで,他国における外国語を教える教員のための研修講座に言及したい。筆者は, 外国語の指導法などを学んでいない教員が、外国語(この場合はフランス語)を教え なくてはならないカナダのブリティッシュ・コロンビア州(以下, BC 州と記す)の小 学校教員についての実態と、現役教員が自己の指導力を上げるために自主的に参加で きる講座の紹介をした(黒澤, 2011)。例えば、BC 州には9つの教職課程を持つ大学 があり、そのうち3つの大学(ブリティッシュ・コロンビア大学、ビクトリア大学、 サイモン・フレイザー大学)で教員が受講可能な講座を提供している。受講するのは、 第二外国語としてフランス語を教える現役の小学校,中学校,高等学校の教員である。 カナダでは、英語とフランス語が公用語であるが、BC 州においてはフランス語はまず 使用されることはない。第5学年から8年まで必修科目であるものの、それを指導す る教員はジェネラリスト (Generalist) と呼ばれる一般の教員である。つまり、彼らは 大学時代教職課程でフランス語の指導法を学んでおらず、また彼ら自身のフランス語 運用能力も問われないままフランス語を指導している。日本の英語活動における小学 校教員と同じ状況である。しかし、BC州では現役教員がフランス語とその指導法を学 ぶために複数の講座を開講している。講座は、受講者が勤務後に受講可能なように、 夕方から開講され,レベルによって受講クラスも選択できる。また,オンラインで学 ぶことができる講座、夏期集中講座、加えてフランス語の習得と文化体験を目的にし た海外研修もある。さらに、講座を受講するにあたって、受講者が BC 州の教育省 (Ministry of Education)に申請をすれば,奨学金が授与されるシステムもある。教員 にとって、大変恵まれている研究環境が整っていると言える。

7. おわりに

BC 州における教員のための研修講座を念頭に置きながら、日本の場合を考えてみたい。現在英語活動の指導においては、JET プログラムに参加している ALT、派遣会社

から派遣されてくる ALT に依存する、あるいはチーム・ティーチングを主流に行っているが、今後 JET プログラムへの予算の減少から、プログラムの参加者の減少、自治体によっては ALT の確保が難しいこと (読売新聞、2009a)、派遣会社からの ALT と担任の授業に関する話し合いができない問題などを考えると、将来的には教員が独自で授業を進めていく方向をとることが堅実な道ではないだろうか。ここで、英検協会が実施した全国 520 人の教員からのアンケート調査の結果を参考にしたい。「小学校で英語活動を教える前にどんな研修が必要か」(複数回答)の問いに対して、「授業の進め方などの指導法」が 76.6%、「自分自身の英語力の向上」が 56.9%、「カリキュラムなど指導計画の立て方」が 56.3%だった (読売新聞、2008)。指導法の研修、英語力の向上を望んでいる教員が多いことがわかる。BC 州のように、現役教員のための研修講座を常時開設することは、時間と費用がかかり、講座を受講する教員たちの負担も否めない。しかし、日本の小学校における英語活動の授業をより充実させるために、そして文科省の打ち出している目標に近づきたいと考えている教員たちのためにも、教員が自主的かつ自由に受講できる研修講座の整備を進めることが今後の課題ではないだろうか。

注

- 1 2010 年度愛知県の小学校は 983 校あり, 教員数は本務者 22,924 人 (愛知県教育委員会, 2010) である。そのうち, 中核研修に参加できたのは, 120 人 (西崎, 2009) だけである。
- 2 読売新聞 (2009 年 6 月 19 日)「県教委 英語教育プロ派遣-40 地域 小学校の中核教員養成」p.26.によると、これらの研修の場は、同じ地域の小学校で、一か所に集められて行われた。
- 3 例えば、著者が所属している小学校英語教育学会では、地域ごとに研究会が定期的に行われ、会員、非会員の関係なく、小学校英語教育に関心ある人たちが参加あるいは発表することができる。企業が行う研修については、アルクが 2004 年より、依頼があった学校や教育委員会に出張授業を行っている。英語活動が必修化される 2 年前の2009 年からは、年間 10 回の研修依頼がある(アルク、n.d.)。

引用文献

- 愛知県教育委員会 (2010)「平成 22 年度学校基本調査結果 小学校」2011 年 9 月 25 日, http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000038/38906/gakkou.pdf より採取.
- アルク (n.d.) SPACE ALC 2011 年 9 月 25 日, http://www.alc.co.jp/kid/shogakko/kenshu/jisseki.html より採取.
- Benesse (2011a)「第一回小学校英語に関する基本調査(保護者調査)」2011 年 9 月 25 日, http://benesse.jp/berd/center/open/report/syo_eigo/hogosha/pdf/data_07.pdf より採取. Benesse (2011b)「第二回小学校英語に関する基本調査 (教員調査)」2011 年 9 月 25 日, http://benesse.jp/berd/center/open/report/syo_eigo/2010/hon2_3_08.html より採取.

- Canale, M., & Swain, M. (1980). Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing. *Applied Linguistics*, *I* (1), 1-47.
- Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR), (2010). JET Programme, 2011年9月23日, www.jetprogramme.org/j/ より採取.
- Fukada, T. (2011) . Are schools ready for English?: Worried teachers fear they lack sufficient training, confidence, *Japan Times*, 2011 年 9 月 25 日,http://sserch.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn20110226fl.html より採取.
- Hosaka, T. A. (2010). Budget cutters target JET: 'Amakudari' excess or 23-year success in soft foreign policy? *Japan Times*, 2011年9月25日, http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn2010811f1.htmlより採取.
- 泉恵美子 (2007)「小学校英語教育における担任の役割と指導者研修」『京都教育大学 紀要』110号,1-147.
- JET Programme (2010)「JET プログラムへようこそ!」2011 年 9 月 23 日, www.jet programme.org/j/より採取.
- 久埜百合(2011)「小学校英語:直面する課題」『英語教育』第60巻6号25日,p.41.
- 黒澤純子 (2011)「小学校外国語活動 (英語活動)を担当する教員の研修講座について:カナダ,ブリティッシュ・コロンビア州におけるフランス語教育を参考に」Language & Literature (Japan), 第 20 号 15-21.
- Matsunami, M. (2010, August 11). Screeners question if benefits outweigh the costs. *Japan Times*, 2011 年 9 月 25 日, http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn20108112.html より採取.
- 文部科学省 (n.d.)「教員免許制度の概要-教員を目指す皆さんへ-」2011 年 9 月 25 日,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyouin/main13_a2.htm.より採取.
- 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』東京:東洋館出版社.
- 文部科学省(2009)「小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取り扱いについて (通知)」2011年9月25日, http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyouin/1268607.htm. より採取.
- 文部科学省(2010a)「学校教員統計調査—小学校」2011 年 9 月 25 日, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001017861&cyode=0#より採取.
- 文部科学省(2010b)「外国語指導助手(ALT)の雇用・契約形態に関する調査結果」 2011年9月25日, http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/_icsFiles/afieldfile/ 2010/07/26/1295843 1.pdf より採取.
- 物井尚子 (2011)「外国語活動」授業力に備えた教員養成のためのシラバスに関する 一考察『千葉大学教育学部研究紀要』第 59 巻, 21-27.
- 西崎有多子(2009)「小学校外国語活動(英語活動)のための教員研修 中央研修・ 中核教員研修・校内研修へ有効につなぐために-」『東邦学誌』第38巻2号,23-28.
- 旺文社 教育情報センター(2008)「文科省,"特別非常勤講師"と"中学・高校教員"の『小学校英語』指導を教員免許法施行規則に位置付け!:大学での「小学校英語」の教員養成は,現行の『外国語コミュニケーション』(必修・2単位)で対応」2011年9月20日,http://www.eic.obunsha.co.jp/resource/topics/0806/0603.pdfより採取.

- Savignon, S. J. (2001). Communicative language teaching for the twenty-first century. In Celce-Murcia, M. (ed). *Teaching English as a second or foreign language*, 3rd edition, (pp. 13-28). Boston, MA: Heinle & Heinle.
- 白畑知彦(2008)「大学における小学校英語教員養成-実態とこれからの課題・要望-」 『英語教育』57(6),pp.20-22.
- 読売新聞(2008)「小学校で英語,先生も不安」『読売新聞』2008 年 3 月 7 日夕刊, p.18. 読売新聞(2009a)「英語助手確保に格差 小学校教育自治体財政が影響」『読売新聞』 2009 年 3 月 29 日刊, p.38.
- 読売新聞 (2009b)「小学英語民間頼み―指導助手が次々辞める,担任直接指示に制約も」 『読売新聞』2009 年 7 月 28 日夕刊, p.13.
- 読売新聞(2011a)「外国語助手雇用形態に課題」2011年2月10日,www.yomiuri.co.jp/e-japan/gunma/feature/maebashi1275147518568_02/news/20110130-OYT8T00096.htmより採取.
- 読売新聞(2011b)「授業計画から教員支援」『読売新聞』 2011 年 3 月 9 日夕刊, p.17.